

## 朝霞市教育委員会規則第3号

### 朝霞市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

朝霞市学校運営協議会規則（平成31年朝霞市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成に関する事。
- (2) 学校経営計画に関する事。
- (3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関する事。
- (4) 組織編成に関する事。
- (5) 学校予算の編成及び執行に関する事。
- (6) 施設管理及び施設設備等の整備に関する事。
- (7) 学校安全の推進に関する事。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。